

# 令和7年度石狩市プレミアム付商品券発行事業 取扱店募集要項

## 1. 目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けた市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的としています。

## 2. 事業名 石狩市プレミアム付商品券発行事業

## 3. 事業主体 石狩市

## 4. 事業概要

・名称：いしかり地域応援商品券

・発行額：784,500千円

・プレミアム率：紙商品券30%・電子商品券35%

・総発行数：120,000口

・販売単位：①紙商品券

・1口6,500円分を5,000円で販売

・4,000円分は取扱店全店で使用できる「共通券」

・2,500円分は大型店<sup>(※)</sup>を除く「中小規模店舗等専用券」

②電子商品券

・1口6,750円分を5,000円で販売

・4,250円分は取扱店全店で使用できる「共通券」

・2,500円分は大型店<sup>(※)</sup>を除く「中小規模店舗等専用券」

※大型店（本事業において、下記の①又は②に該当する店舗をいいます。）

①一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の店舗（大規模小売店舗立地法の基準に準ずる）。

ただし、大型店舗内にある店舗面積が1,000m<sup>2</sup>未満のテナントは、中小規模店舗とみなします。

②一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が600m<sup>2</sup>以上の大型ドラッグストア

・商品券の種類：

紙商品券	電子商品券
500円券×13枚 〔共通券 8枚 中小規模店舗専用券 5枚〕	1円単位で利用可 〔共通券 4,250円分 中小規模店舗専用券 2,500円分〕

※電子商品券はMPM方式を予定しております。  
店舗に設置した二次元コードを、利用者のスマートフォンで読み取る方法で、店舗側の新たな設備は必要ありません。

・販売方法：事前購入希望調査により購入引換券を交付

・購入対象：令和8年2月1日時点で石狩市の住民基本台帳に記録されている全世帯

・購入限度：1世帯あたり最大20冊（口）まで申込可能

ただし申込総数が発行総数を上回った場合は調整のうえ購入引換券を交付（1世帯4冊（口）までは最低保証）

・販売場所：

紙商品券	電子商品券
簡易郵便局を除く市内郵便局 1 4局を予定 (平日のみ)	特設サイトで販売 クレジット又はコンビニ決済 (24時間購入可能)

・販売期間：令和8年6月1日（月）～令和8年9月15日（火）まで

・使用期間：令和8年6月1日（月）～令和8年10月31日（土）まで

## 5. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、市の指定ゴミ袋等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
- (7) 公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (9) 特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品券の交換又は売買

## 6. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 紙商品券は、券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないで下さい。
- (4) 商品券面額以上利用の場合の不足分は、現金等で受け取って下さい。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (6) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- (7) 電子商品券の取扱いについては、上記のほか、令和7年度石狩市プレミアム付商品券発行事業「いしかり地域応援商品券（電子商品券）」取扱店規約に定める事項を厳守して下さい。

## 7. 参加資格

石狩市内に事業所または店舗等を有する事業者（以下、店舗という）とし、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③上記5. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗

- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 8. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

### 【紙商品券】

- (1) プレミアム付商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付する販売ツール（ポスター・参加店証等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての従業員等に周知すること。
- (3) 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をすること。  
なお、「コピー」の文字が表れている、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨実行委員会にも報告すること。
- (4) 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券の「切り取り無効線」を切り取るか「商品券取扱店名」欄に店印等を押印することとし、切り取り無効線を切り取ったもの又は、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否すること。  
なお、換金請求時に他店舗の店名印等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 商品券の交換及び売買は行わないこと。  
使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

- (7) 大型店では、「中小規模店舗等専用券」の使用はできませんので、受け取りを拒否してください。

### 【電子商品券】

- (1) この「募集要項」のほか、令和7年度石狩市プレミアム付商品券発行事業「いしかり地域応援商品券（電子商品券）」取扱店規約に定める事項を遵守すること。

## 9. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

## 10. 換金について

### (1) 支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。詳細は、後日取扱店へ送付する「換金要領」をご覧下さい。

原則として、商品券の換金代金の支払いは下記のとおりとします。

【紙商品券】

- ① 5日までに事務局で受付したものは当月20日支払
- ② 20日までに事務局で受付したものは翌月5日支払

【電子商品券】

- ① 5日までに利用が確認できたものは当月15日支払
- ② 20日までに利用が確認できたものは末日支払

なお、いずれの支払日も金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日の振込とします。

(2) 請求方法

【紙商品券】

換金請求書（参加店へ後日送付）に必要事項を記入のうえ、使用済商品券（「切り取り無効線」を切り取るか、裏面の「商品券取扱店名」欄に店名印等を押印のこと）を添付し、実行委員会事務局へご持参ください。郵便・宅配便等により送付された場合の事故（商品券の紛失、枚数の相違など）については、責任を負いかねます。

【電子商品券】

換金手続きは不要です。システムに反映された売上金額に基づき、自動的に振込手続きを行います。

(3) 紙商品券請求受付期間

令和8年6月1日から令和8年11月20日まで（午前9時～午後5時）※予定

※ 土・日・祝祭日を除く

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 紙商品券換金請求先

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所 または

〒061-3601 石狩市厚田区厚田47-4 石狩北商工会

11. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。
- ・取扱店情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、チラシやホームページなどにより広報します。
- ・当事業終了後に取扱店のアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

12. 申し込みについて

(1) 申込方法

※参加を希望される店舗（事業所）は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請して下さい。

○郵送の場合（あて先）

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所 または

〒061-3601 石狩市厚田区厚田47-4 石狩北商工会

○FAXの場合

0133-72-2577（石狩商工会議所） または

0133-78-2660（石狩北商工会）

※なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗単位で申込みしていただきます。

## (2) 申込期間

令和8年1月13日（火）から2月24日（火）まで（一次締切）

令和8年2月25日（水）から4月15日（水）まで（二次締切）

※参加申込は、締切以降も受け付けますが、4月16日以降のお申込みについては、チラシ等の紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## (3) 取扱店の選定

- ・申込みのあった事業者については、石狩市及び実行委員会の審査を経て、取扱店として承認します。
- ・取扱店には、店頭に掲示して頂くポスター・取扱店証・電子商品券用二次元コード等および換金請求書等を後日配布します（複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括して送付します）。
- ・ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。